



南幌町から引越しされる方へ



- 新しい住所地に住み始めてから、14日以内に転出証明書（転出証明書に準ずる証明書）又はマイナンバーカードを持参の上、引越し先の市区町村で転入手続きを行ってください。
- 本人確認が必要となる場合がありますので、運転免許証・マイナンバーカード等写真付きのものは1点、免許証等が無ければ本人の健康保険証・年金手帳、本人記名のある預金通帳等2点をお持ちください。）

	転出に伴う主な手続き	担当窓口	チェック
1	印鑑登録証の返還	住民課戸籍年金グループ	
2	国民健康保険被保険者証の返還	住民課国保医療グループ	
3	国民健康保険高齢受給者証の返還		
4	乳幼児等医療費受給者証の返還		
5	児童生徒等医療費受給者証の返還		
6	ひとり親家庭等医療費受給者証の返還		
7	重度心身障がい者医療費受給者証の返還		
8	後期高齢者医療被保険者証の返還		
9	畜犬登録者の住所変更等の手続き ※畜犬登録者は、転入地で住所変更が必要です。		住民課環境交通グループ
10	墓地の所有者の住所変更の手続き		
11	上下水道の閉栓手続き	都市整備課都市施設グループ	
12	防災行政無線戸別受信機の返還	まちづくり課企画情報グループ	
13	児童手当の手続き	保健福祉総合センター 「あいくる」	
14	児童扶養手当の住所変更の手続き		
15	介護保険被保険者証の返還		
16	小中学校の転校手続き	南幌小学校・南幌中学校	
17	郵便局への届出	お近くの郵便局	

児童手当受給対象者の方へ

別紙「住所変更される児童手当受給者の皆様へ」をご覧ください。

町内会等への連絡

行政区・町内会に加入されていた方は、町内会長、もしくは班長への連絡はお済ですか？

連絡事項もありますので、ぜひ連絡くださいますようお願いいたします。

住所変更される児童手当受給者の皆様へ

児童手当受給者（児童手当を受け取っている方）の住所が他の市町村に変わったときは、次の手続きが必要となります。

手続き先	内容
今まで住んでいた市町村	受給事由消滅の手続き
これから住む市町村	認定請求の手続き ※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをする必要があります

認定請求（申請）に必要なもの

- ①請求者名義口座の口座番号等がわかるもの（通帳等）
- ②健康保険被保険者証の写し等（3歳未満の子どもがいる場合のみ必要）
- ③別居監護申立書（児童と別居する場合に必要）
※③へは児童のマイナンバーを記入する必要があります

南幌町以外での児童手当の手続きについては、必要書類が異なる場合がありますため事前に手続き先の市町村へお問い合わせください。

公務員の方は職場で手続きしてください

【その他の手続きについては裏面ご覧ください】

【お問合せ先】

南幌町保健福祉総合センターあいくる

☎011-378-5888

その他の児童手当の手続きについて

その他の児童手当の手続きは下記のとおりですので、該当する場合は手続きをお願いします。

●窓口で記入 ◎必須書類 ○場合によって必要な書類（備考参照）

内容	必要書類	備考
・児童手当を受け取っていない方で新たに子どもが生まれた場合 ・退職等により公務員でなくなった場合	●認定請求書 ◎通帳等の写し ○受給者の保険証	・3歳未満の子どもがいなければ保険証は不要 ・子どもや配偶者と別居している場合は子ども及び配偶者の個人番号の記入が必要です
児童手当を受け取っている方で、新たに子どもが生まれた場合	●額改定認定請求書	
児童手当を受け取っている方で、子どもを養育しなくなった場合	●額改定認定請求書	
児童手当振込口座を変更する場合	●振込口座変更届 ◎通帳等の写し	
子どもと別居した場合 (受給者と子どもの住所が別の場合)	●別居監護申立書 ●住所等変更届	
・受給者の保険証変更 ※社会保険⇄国民健康保険 ・離婚及び結婚をした場合	●氏名等変更届	保険証の変更は3歳未満の子どもがいる場合のみ必要です
・公務員になった場合	●受給事由消滅届	公務員の児童手当の請求は勤務先で行います

変更事項が生じた日の翌日から15日以内に届け出が必要です。

(例) 出生の場合は「出生日」、町外へ転出する場合は「転出予定日」が基準です

届出が遅れるとその間の手当が受け取れない場合などがありますのでご注意ください。